

図面流出、書面取引は改善
公正取引、知的財産保護は今一步

本資料の概要

本資料は、金型ユーザー企業等を通じた金型図面データ等の意図せざる流出問題に対応するため、経済産業省が昨年7月に発出した「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」（以下「指針」という）の効果の調査・集計結果を発表するもの（前回は本年3月に発表）。

【「指針」の骨子】

契約内容の明確化
知的財産・営業秘密の管理保護
取引の公正化

調査・集計結果の概要

- 1. ユーザー企業を通じた金型図面・ノウハウの意図せざる流出事例は減少**
2社当たり1社以上の割合とされた流出発生比率は、「指針」発出後の前回調査では大幅に減少し、今回調査では13～24社当たり1社と更に減少。
- 2. 「書面による取引」の割合は増加**
6割程度であった「書面による取引」は、「指針」発出後の前回調査を上回り9割強まで増加。
- 3. 回答企業の約7割が「指針」の効果进行评估**
効果が出ていると「指針」を評価する回答企業は前回調査の約5割から約7割に増加。
- 4. 知的財産の帰属規定、機密保持契約締結による保護管理がなお課題**
契約において金型企業のノウハウ等の帰属やユーザー企業の機密保持条項を規定している割合は、全体の約半数とどまる。

本件問い合わせ先：
製造産業局素形材産業室
素形材製造機器担当 鈴木、松本
Tel: 03-3501-1063（直通）
Tel: 03-3501-1511（代表）
内線：3827

金型の取引実態に関するアンケート調査（第2回）の結果について

平成15年10月21日
経済産業省
製造産業局

本年7月から8月にわたり、実施した金型の取引実態に関するアンケート調査の結果をとりまとめた結果以下のとおり。

1. 調査の目的

- (1) 近年、金型の製造委託取引において、金型企業が作成した金型図面等が、発注者等を経由して意図せざる形で海外に流出する問題が発生しており、これを放置すると、金型産業の競争力の維持に深刻な影響が及ぶものと懸念している。
- (2) このため、経済産業省は、平成14年7月12日、製造産業局長名で、金型図面等に係る契約関係適正化、図面・ノウハウ等の適正な保護管理に向けた取り組み、独禁法・不正競争防止法における留意点、を内容とする「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」（以下、「指針」という。）を取引関係業界に示して問題是正に向けた対応を促したところ。
- (3) 本調査（本年1月の調査に引き続き2回目）には、図面等の海外流出問題を含めて「指針」発出後における金型製造委託の取引実態をあらためて把握し、「指針」の効果を評価するとともに、金型取引問題への対策検討の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査概要

- (1) 調査期間：平成15年7月10日（木）～8月8日（金）
（第1回調査：平成15年1月7日～21日）
- (2) 調査対象：社団法人日本金型工業会会員及び同工業会未加入の金型製造業者
1,445社
- (3) 回答状況

	調査対象数 (前回)	回答数 (前回)	回答率 (前回)
調査対象全体	1,445 (1,473)	378 (461)	26.2% (31.3%)
(社)日本金型工業会会員	498 (511)	250 (242)	50.2% (47.4%)
(社)日本金型工業会未加入者	947 (962)	128 (219)	13.5% (22.8%)

3. 調査結果概要

A. 「指針」のフォローアップ

- (1) 「書面による取引」の割合は引き続き増加傾向。

個別契約書及び注文書による取引は9割超となった。前回調査から着実に増加。

このうち、契約書の締結に関しては、最大6割強（基本契約3.5割＋個別契約3割）になっているが、基本契約書及び個別契約書とも締結している取引も存在することから、「書面による契約締結」は5割と半数程度になったと推定される。

(2) 発注企業を通じた金型図面・ノウハウの意図せざる流出事例は引き続き減少。

「指針」発出前に実施されたヒアリング調査では、金型図面・ノウハウの意図せざる流出の事例が金型企業2社当たり1件以上の割合で存在していた。

「指針」発出から約1年を経た今回の調査では、金型企業が提出した図面データ等を利用して、当該企業の合意を得ずに海外で同種の金型が製作されたケースは回答企業13社当たり1件の割合（前回：10社当たり1件）

発注元から、契約上の義務がないのに海外企業に技術指導を強く求められ、やむをえず指導したケースが回答企業24社当たり1件の割合（前回：20社当たり1件）となっており、その発生比率は引き続き減少している。

(3) 金型図面に含まれる知的財産・ノウハウの、その内容に応じた保護管理を契約等によって行うことは進展が見られるものの、まだ十分なものとなっていない。

図面・ノウハウに関する取決め

「指針」においては、取引契約において、図面等のノウハウに関して、その帰属、機密保持、対価の設定等について規定するよう要請したところである。この点、実態は、契約において機密保持条項を規定している割合は、全体の約50%と前回調査時（約40%）に比べ増加しており、今後とも金型企業及び発注企業双方に対し、ノウハウ等に対する取決めの必要性についてより一層の周知を図る必要がある。

知的財産の保護管理

「指針」においては、金型企業に対し、金型図面に含まれる知的財産について、その内容に応じた保護管理（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、不正競争防止法上の営業秘密など）を要請したところ。この点、保護管理を実施、または検討している企業の割合は、全体の約49%と前回調査時（約46%）に比べ若干増加しているが、引き続き金型企業に対し、知的財産管理の必要性について、より一層の周知を促す必要がある。

B. その他の金型取引に関する問題点

発注企業において、依然として不当な「買ったたき」、「代金の減額」等の行為が見受けられる。

全金型取引の半数程度を占めていると推定される「金型を製造していない企業からの金型発注」等の金型取引は下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）の保護の対象外となっているため、これらの取引において不当な「買ったたき（著しく低い代金を不当に定める行為）」、「代金の減額（あらかじめ定めた代金を減額する行為）」等の行為が見受けられる。これら下請代金法の保護対象外の取引を含め下請代金法における親事業者の禁止行為が行われていると回答した金型企業の比率は、以下のとおり（主な項目）

「買ったたき」：63%（前回：65%）、「代金の減額」：39%（41%）、「支払遅延」：34%（37%）、「割引き困難な手形の交付」：32%（40%）となっている。

（注）「金型を製造していない企業からの金型発注」についても下請代金法の保護対象とするため下請代金法を先の通常国会において改正（6月12日成立）し、現在施行のための準備中（施行は平成16年4月1日）。

C. 全体評価

回答企業の約7割が、「指針」の効果を評価。

指針を知っているとする金型企業は全体の約9割であり、「指針の効果が出ていると思うか」との問いに対しては、その内の約7割がなんらかの形で効果が出ていると回答（前回は5割）。

< ヒアリング等で把握した効果の事例 >

- ・発注者側から、「取引基本契約書を締結したい」との申し出があった。
- ・発注者側から、CADデータの提出要請に対して、「指針」に基づき相談したいとしたところ、提出要請が取り下げられた。
- ・ある大手企業において、グループ全体で法令遵守体制の確立を図ることを目的として、公正取引、知的財産の管理など盛り込んだ行動規範を発表し、グループ社員全員に徹底を図っている。

（前回の調査時の効果事例）

- ・複数の発注企業において、主に購買・調達部門を中心にして、金型取引に関連する取引法規や知的財産法規について社員教育・研修を開始。
- ・これまで、金型企業が提出した図面に基づいて海外企業に部品補修を依頼していた発注企業から、「今後の部品補修を（図面作成元である）貴社に御願います」と連絡があった。
- ・発注者側から、「今後の取引において、ノウハウの帰属、機密保持に関するとり決めについて相談したい」との申し出があった。
- ・「指針」のおかげで発注元に対して図面の提出・取扱いに関し、金型企業の言い分がより強く言えるようになった。

4. 調査結果の評価と今後の課題

今回の調査では、

金型図面・ノウハウの「意図せざる流出」事例の減少傾向

「書面による取引」の割合の上昇傾向

が認められ、「指針」が金型取引の問題是正になお一定の効果をおげていることが確認された。

しかしながら、同時に、図面・ノウハウ、知的財産の保護に向けた取り組み等は徐々に進展しているものの、まだ必ずしも十分に行われていないということも確認された。このため今後、以下のような対応を行う必要がある。

(1) 「指針」による指導の徹底

金型企業及び発注企業双方に対し、引き続き「指針」による指導を徹底していく必要がある。関係業界団体においても、既に本件についての問題是正の取り組みが始まっており、経済産業省としては、今回の調査結果について紹介しつつ、それら取り組みをさらに加速するべく働きかけていく必要がある。

(2) 「取引基本契約書（標準約款）」の必要性

書面による取引契約の締結、知的貢献度を踏まえたノウハウ帰属の取扱い、機密保持や対価に関するとり決めなど「指針」が要請している対応が必ずしも十分でない企業も相当数ある。この点、企業における契約実務等についての知識経験の不足が予想されるところ、業界ベースで作成した「取引基本契約書モデル」の普及を通じて対応を促していくことが有効。

(3) 知的財産管理の取り組み強化

金型企業における知的財産管理の取り組みが依然として不十分である。経済産業省としては、昨年10月（東京）及び本年3月（大阪）に金型取引関係者を対象とする金型取引・知的財産セミナーを開催したところであるが、今後ともあらゆるチャネルを通じて金型取引・知的財産実務に関する知識の啓蒙に努めていく必要がある。また、昨年12月に業界ベースで製作した「マル秘マーク」の普及を促していくことも有効。

(4) 下請代金法による保護範囲の適正化（金型製造委託取引全般への拡大、先の通常国会にて改正）

下請代金法の保護対象外の取引において、不当な「買ったたき」、「代金の減額」等の行為が見受けられることから、発注企業としての取引態度を是正していくために、下請代金法を改正して保護範囲の適正化を図ったところである。今後、改正下請代金法の確実な施行を確保するための取り組みが重要。

5. 今後の具体的対応

(1) 「指針」による指導の継続

金型企業及び発注企業双方に対し、「指針」による指導を継続。

関係業界団体に対し問題是正に関する取組みの加速化を働きかける。

(2)「取引基本契約書モデル」及び「マル秘マーク」の普及に向けた業界の自主的な活動を支援する。

(3)知的財産管理の取組み強化

知的財産戦略大綱（昨年7月閣議決定）に基づく 知的財産の取得・管理指針、 営業秘密管理指針、 技術流出防止指針の策定及び金型企業への普及・啓蒙を図る。

金型取引関係者を対象とする金型取引・知的財産セミナーを名古屋で開催し（10月21日）金型取引・知的財産実務に関する知識の啓蒙を図る。

(4)改正下請代金法による指導・徹底

金型の製造委託全般を保護の対象とすること等を内容とした改正下請代金法が施行後、確実に遵守されるよう、金型業界及びユーザー業界に対し、あらかじめその指導・徹底を図る。

本件問い合わせ先： 製造産業局素形材産業室 素形材製造機器担当 鈴木、松本 Tel: 03-3501-1063（直通） Tel: 03-3501-1511（代表） 内線：3827
--

以上

金型製造業金型取引実態調査アンケート（第2回）集計結果について

平成15年10月21日
 経済産業省
 素形材産業室

【調査概要】

1. 調査期間 平成15年7月10日（木）～8月8日（金）（前回調査：同年1月7日～21日）
2. 調査対象 社団法人日本金型工業会会員及び同工業会未加入の金型製造業者 1,445社
3. 調査方法 調査票は郵送、回答は当省及び(社)日本金型工業会各支部事務局宛 FAX
4. 回収状況

	調査対象数 (前回)	回答数 (前回)	回答率 (前回)
調査対象全体	1,445 (1,473)	378 (461)	26.2% (31.3%)
(社)日本金型工業会会員	498 (511)	250 (242)	50.2% (47.4%)
(社)日本金型工業会未加入者	947 (962)	128 (219)	13.5% (22.8%)

【集計結果】

1. 貴社の金型製造事業全般について（該当する番号に 印を一つお願いします）

(1) 最近の売上高（金額）は、本年1月頃に比べてどの程度増減していますか？

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
+20%以上	37 (11)	10% (2%)
+10%	63 (56)	17% (12%)
同水準	150 (126)	40% (27%)
10%	64 (114)	17% (25%)
20%以上	62 (154)	16% (33%)
回答なし	2 (0)	1% (0%)

(2) 最近の生産量（数量）は、本年1月頃に比べてどの程度増減していますか？

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
+20%以上	47 (20)	12% (4%)
+10%	70 (75)	19% (16%)
同水準	145 (134)	38% (29%)
10%	57 (97)	15% (21%)
20%以上	57 (133)	15% (29%)
回答なし	2 (2)	1% (0%)

(3) 現在の受注量は貴社の受注能力に対して、[何%]くらいになっていますか？

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
100%以上	86 (78)	23% (17%)
90%	93 (102)	25% (22%)
80%	99 (126)	26% (27%)
70%	59 (83)	16% (18%)
60%以下	37 (69)	10% (15%)
回答なし	4 (3)	1% (1%)

(4) 現状の受注単価は、貴社の採算ラインに対して [何%] くらい低いですか？

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
採算ライン以上	58 (58)	15% (13%)
10%	104 (104)	28% (23%)
20%	132 (146)	35% (32%)
30%	61 (111)	16% (24%)
40%	12 (25)	3% (5%)
50%以上	5 (13)	1% (3%)
回答なし	6 (4)	2% (1%)

(5) 受注代金の支払条件はどのようになっていますか？ (複数回答可)

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
納品後に現金払い	219 (227)	28% (21%)
納品後に手形払い	312 (306)	40% (28%)
契約時に半額、納品後に半額の現金払い	39 (98)	5% (9%)
契約時に半額、納品後に半額の手形払い	33 (97)	4% (9%)
契約時に1/3、納品時に1/3、検収後に1/3の現金払い	37 (100)	5% (9%)
契約時に1/3、納品時に1/3、検収後に1/3の手形払い	36 (99)	5% (9%)
その他	108 (156)	14% (14%)

(6) 発注元から貴社に発注されていた仕事が本年1月頃に比べて [何%] くらい海外に流出していると思われるですか？ また、主な流出先はどちらだと思いですか？

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
流出していない	58 (58)	15% (13%)
10%	104 (104)	28% (23%)
20%	132 (146)	35% (32%)
30%	61 (111)	16% (24%)
40%	12 (25)	3% (5%)
50%以上	5 (13)	1% (3%)
回答なし	6 (4)	2% (1%)

また、主な流出先はどちらだと思いですか？

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
中国	151 (239)	51% (50%)
韓国	58 (84)	19% (18%)
タイ	32 (56)	11% (12%)
台湾	18 (26)	6% (5%)
インドネシア	10 (12)	3% (3%)
米国	9 (13)	3% (3%)
マレーシア	5 (7)	2% (1%)
その他	16 (42)	5% (9%)

(7) 最近の設備投資の状況はどうでしょうか？

	回答数 (前回)	構成比 (前回)
積極的に行っている	42 (45)	11% (10%)
必要最低限の範囲で行っている	202 (198)	53% (43%)
必要性は感じているが、設備投資できる状況ではない	129 (211)	34% (46%)
必要性を感じない	3 (5)	1% (1%)
回答なし	2 (2)	1% (0%)

(8) 3次元CAD / CAMを導入していますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
導入し積極的に活用している	268	(325)	71%	(70%)
導入しているが、あまり活用できていない	49	(52)	13%	(11%)
導入していないが、今後導入しようとしている	32	(42)	8%	(9%)
導入しておらず、今後導入する計画も無い	21	(34)	6%	(7%)
回答なし	8	(8)	2%	(2%)

2. 「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」(指針)の内容の実施状況について
(該当する番号に 印を一つお願いします)

< 指針全般 >

(1) 金型図面等の意図せざる流出防止に関して、指針の効果が出ていると思われませんか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
出ている	34	(13)	9%	(3%)
多少出ている	88	(58)	23%	(13%)
出つつある	119	(128)	31%	(28%)
全く出していない	102	(211)	27%	(46%)
回答なし	35	(51)	9%	(11%)

< 契約の締結に関すること >

(2) 金型の製造委託に係る取引に当たり、各個別取引について共通した事項を規定した基本契約書を締結しているのは取引先全体の [何%] くらいになりますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
80%以上	79	(66)	21%	(14%)
50%	68	(70)	18%	(15%)
30%	56	(58)	15%	(13%)
10%以下	159	(246)	42%	(53%)
回答なし	16	(21)	4%	(5%)

(3) 金型の製造委託に係る取引に当たり、個別契約書を締結しているのは取引全体の [何%] くらいになりますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
80%以上	57	(48)	15%	(10%)
50%	49	(43)	13%	(9%)
30%	46	(49)	12%	(11%)
10%以下	204	(300)	54%	(65%)
回答なし	22	(21)	6%	(5%)

(4) 個別契約書を締結していない場合、金型の製造委託に係る取引に当たり、金型代金の金額の入った注文書をもっていませんか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
もらっている	137	(164)	36%	(36%)
一部もらっている	190	(212)	50%	(46%)
もらっていない	38	(68)	10%	(15%)
回答なし	13	(17)	3%	(4%)

(5) 基本契約書又は個別契約書において、金型図面等に含まれるノウハウ等の帰属について、両当事者の知的貢献度を十分踏まえた規定振りになっていますか。

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ほとんど全ての契約で十分な規定になっている	31	(43)	8%	(9%)
一部の契約のみ十分な規定になっていない	55	(32)	15%	(7%)
一部の契約のみ十分な規定になっている	65	(56)	17%	(12%)
ほとんど全ての契約で十分な規定になっていない	202	(306)	53%	(66%)
回答なし	25	(24)	7%	(5%)

(6) 発注元のノウハウ等を知り得る場合や貴社のノウハウ等を発注元が知り得る場合に当該ノウハウ等に関して機密保持契約を締結していますか？若しくは、基本契約書又は個別契約書に機密保持条項が規定されていますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ほとんど全ての取引で締結又は規定されている	50	(52)	13%	(11%)
一部の取引のみ締結又は規定されていない	32	(23)	8%	(5%)
一部の取引のみ締結又は規定されている	109	(108)	29%	(23%)
ほとんど全ての取引で締結又は規定されていない	173	(266)	46%	(58%)
回答なし	14	(12)	4%	(3%)

(7) 発注元のノウハウ等を知り得る場合や貴社のノウハウ等を発注元が知り得る場合に当該ノウハウ等に関する対価の考え方が明確になっていますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ほとんど全ての取引で明確になっている	20	(31)	5%	(7%)
一部の取引のみ明確になっていない	26	(17)	7%	(4%)
一部の取引のみ明確になっている	71	(52)	19%	(11%)
ほとんど全ての取引で明確になっていない	246	(349)	65%	(76%)
回答なし	15	(12)	4%	(3%)

(8) 以上の契約の締結に関すること(指針)について、貴社から発注元に積極的に申し入れていますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
行っている	24	(34)	6%	(7%)
一部の発注元に行っている	104	(102)	28%	(22%)
特に行っていない	244	(316)	65%	(69%)
回答なし	6	(9)	2%	(2%)

また、発注元から契約の締結に関すること(指針)に関し、打診がありますでしょうか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	13	(22)	3%	(5%)
一部の発注元からある	81	(74)	21%	(16%)
特になし	267	(344)	71%	(75%)
回答なし	17	(21)	4%	(5%)

(9) 以上の契約の締結に関すること(指針)の取組みに消極的な発注元がありましたら、以下の()内にその業種(可能であれば企業名も)をご記入下さい。

(前回)
記載: **40件** (76件)

< 技術・ノウハウの管理保護に向けた取組みに関すること（指針） >

(10) 金型図面等に含まれる知的財産について、その内容に応じた権利（特許権、実用新案、意匠、著作権、営業秘密）に基づき適切な保護管理に努めていますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
可能な限り努めている	103	(95)	27%	(21%)
検討中	82	(113)	22%	(25%)
特段の管理をしていない	184	(239)	49%	(52%)
回答なし	9	(14)	2%	(3%)

3 . 金型技術等の海外流出関連について（本年 1 月以降の事例でご記入下さい）

(1) 金型技術の海外流出について（該当する項目が複数あれば、 印を複数お願いします）

貴社で 1 号型を製造し、発注元が貴社に提出させた図面データを利用して貴社の合意を得ずに海外で 2 号型以降を製造するケースがあった。具体的な発注元の業種又は企業名を挙げる事が可能であれば、以下の（ ）内にご記入下さい。

(前回)

記載： **28件** (46件)

発注元である大手メーカーの要請により契約内容に無い技術移転（指導）をせざるを得ないケースがあった。具体的な発注元の業種又は企業名を挙げる事が可能であれば、以下の（ ）内にご記入下さい。

(前回)

記載： **16件** (23件)

上記に該当するようなことは無い

回答数 (前回)

回答あり **245** (244)

(2) 発注元への図面・CADデータ等の提出について（該当があれば複数 印）

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
納品時に、図面・CADデータを提出している	109	(125)	27%	(27%)
納品時に、加工データを提出している	24	(66)	6%	(14%)
納品時に、最低限必要な組み付け図面のみを提出している	180	(165)	45%	(36%)
納品時に、全てのパーツ図面を提出している	86	(107)	22%	(23%)

上記の図面・CADデータ等の提出は、契約で定められていますか？（ 印を一つ）

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
定められている	36	(37)	10%	(8%)
定められているものもある	101	(121)	27%	(26%)
定められていない	204	(264)	54%	(57%)
回答なし	37	(39)	10%	(8%)

また、上記図面・CADデータ等の提出に伴う対価は支払われていますか？（ 印を一つ）

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
1 . 支払われている	38	(39)	10%	(8%)
2 . 支払われているものもある	62	(63)	16%	(14%)
3 . 支払われていない	214	(295)	57%	(64%)
回答なし	64	(64)	17%	(14%)

さらに、上記の図面・CADデータ等の提出について契約で定められておらず、対価も支払っていない発注元の業種又は企業名を挙げる事が可能であれば、以下の()内にご記入下さい。

(前回)

記載: **34件** (59件)

4. 下請代金支払遅延等防止法(下請法)における親事業者の禁止行為について(該当する番号に 印を一つお願いします)(本年1月以降の事例でご記入下さい)

(1) 発注元から買いたたきと感ずる発注価格の提示を受けたことがありますか?

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	237	(298)	63%	(65%)
ない	123	(142)	33%	(31%)
回答なし	18	(21)	5%	(5%)

(2) 受注代金の支払遅延を受けたことがありますか?

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	128	(170)	34%	(37%)
ない	235	(270)	62%	(59%)
回答なし	15	(21)	4%	(5%)

(3) 受注代金決定後あるいは請求後に、値下げを要請されたことがありますか?

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	146	(187)	39%	(41%)
ない	219	(252)	58%	(55%)
回答なし	13	(22)	3%	(5%)

(4) 貴社の責によらない金型の納品拒否にあったことがありますか?

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	23	(21)	6%	(5%)
ない	340	(414)	90%	(90%)
回答なし	15	(26)	4%	(6%)

(5) 貴社の責によらない納品金型の返品を受けたことがありますか?

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	12	(28)	3%	(6%)
ない	352	(409)	93%	(89%)
回答なし	14	(24)	4%	(5%)

(6) 手形サイトが120日を超える手形や割引くことができない手形による代金支払を受けたことがありますか?

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	121	(183)	32%	(40%)
ない	248	(265)	66%	(57%)
回答なし	9	(13)	2%	(3%)

また、受注代金は、金型完成後、手形サイト期間を含めて[何ヶ月]くらいで現金になっていますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
2ヶ月以下	24	(32)	6%	(7%)
3ヶ月	52	(57)	14%	(12%)
4ヶ月	113	(135)	30%	(29%)
5ヶ月	129	(158)	34%	(34%)
6ヶ月以上	40	(55)	11%	(12%)
回答なし	20	(24)	5%	(5%)

(7) 発注元から金型製造に必要な原材料等の有償支給を受けた(有償支給品)場合、その有償支給品の代金を、金型の受注代金の支払期日より早い時期に支払うように要求されたことがありますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	16	(21)	4%	(5%)
ない	351	(420)	93%	(91%)
回答なし	11	(20)	3%	(4%)

(8) 受注する際に、発注元から物品等を強制購入させられたことがありますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	27	(25)	7%	(5%)
ない	343	(423)	91%	(92%)
回答なし	8	(13)	2%	(3%)

(9) 以上の(1)~(8)に掲げる親事業者の禁止行為に該当する事実があった場合に公正取引委員会又は中小企業庁にその事実を知らせたことがありますか？

	回答数	(前回)	構成比	(前回)
ある	4	(7)	1%	(2%)
ない	338	(404)	89%	(88%)
回答なし	36	(50)	10%	(11%)

また、公正取引委員会又は中小企業庁にその事実を知らせたことがある場合に、そのことを理由として、発注元から取引停止等の報復措置を受けたことがありますか？

	回答数	(前回)
事例あり	3	(1)

(10) 下請法における親事業者の禁止行為を繰り返し行っており、その改善が見られない発注元がありましたら、以下の()内にその業種(可能であれば企業名も)をご記入下さい。

(前回)
記載: **17件** (11件)

以上